

**地方税法の一部改正（H23.8.12）による
東日本大震災の被災者への県税の軽減措置等の概要**

【不動産取得税】

（１）警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

震災に伴う原子力発電所の事故により警戒区域設定指示が行われた警戒区域（以下「警戒区域」という。）内に所在した家屋（警戒区域内家屋）の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

（２）警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

（１）警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車（警戒区域内自動車）で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税】

（１）警戒区域内自動車に係る自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税が課されないようにする特例を講じる。

（２）警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税

警戒区域内自動車の代替自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。